

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

（１）激甚災害指定

- ①平成12年から平成15年三宅島噴火による災害
(平成十五年三月十二日政令五十一号)
- ②平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十八年九月十三日政令第二百九十号)
- ⑥平成十八年九月十五日から九月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(平成十八年十一月十五日政令第三百五十九号)

（２）局地激甚災害指定（県内）

なし

※（１）、（２）とも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

※激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等によって特例措置が適用されます。（例：特定地方公共団体）

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

県内における適用なし